

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成28年9月4日 11時45分ごろ
発生場所	大阪府阪南市貝掛海岸西方沖 下荘港西防波堤灯台から真方位064°860m付近 (概位 北緯34°20.9′ 東経135°13.0′)
事故の概要	水上オートバイ ^{テイク・ユー} T・Uは、南西進中、同乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成29年4月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ T・U、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	252-24188大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 同乗者A
負傷者	軽傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人である同乗者Aを最後部の座席に、船長の家族を中央部の座席にそれぞれ乗せ、全員救命胴衣を着用し、遊走の目的で、大阪府阪南市所在の貝掛海岸を出発した。</p> <p>船長は、出発前に、同乗者A及び家族に対し、遊走中は、前方に乗船している者の身体にしっかりつかまっておくように指示していた。</p> <p>本船は、貝掛海岸西方沖で直進及び旋回を繰り返し行い、約50 km/hの対地速力で南西進中、同乗者Aが落水した際、本船の噴流を受けて^{でん}臀部を負傷した。</p> <p>同乗者Aは、本事故当時、水着を着用していた。</p>
分析	本船は、貝掛海岸西方沖において遊走中、同乗者Aが、落水した際、本船の噴流を身体に受けて臀部を負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、貝掛海岸西方沖において遊走中、同乗者Aが、落水した際、本船の噴流を身体に受けたことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイに乗船する者は、落水した際、噴流により、身体開口部に大きなけがを負うおそれがあるので、身体を保護できるウェットスーツボトム等を着用することが望ましい。